

掲示文書一覧(市長分)

令和8年1月29日

種別	番号	題名	主管課
告示	26	廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画について	産業廃棄物対策課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 26 号

令和 8 年 1 月 29 日

姫路市長 清 元 秀 泰

廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画について

姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例（平成 27 年姫路市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定による廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画書の提出があり、同条第 4 項に規定する通知を行ったので、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、当該事業計画書の写しを下記のとおり縦覧に供する。

記

1 事業計画

(1) 事業計画者

岡山県岡山市南区箕輪 337 番地 4

株式会社ソーデン社

代表取締役 山本 隆

(2) 廃棄物処理施設等の設置等の場所

姫路市延末一丁目 19 番

(3) 廃棄物処理施設等の種類

産業廃棄物積替え・保管施設

(4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）すべて、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(5) 廃棄物処理施設等の処理能力

積替え・保管面積 100.27 m² 保管上限 95.73 m³

(6) その他

特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を取り扱わない。

機械設備を用いて廃棄物の選別等を行わない。

建物内で廃棄物の積替えのための保管を行う。

2 縦覧場所

姫路市安田四丁目1番地

姫路市農林水産環境局美化部産業廃棄物対策課

3 縦覧期間及び時間

令和8年1月29日から条例第25条の規定による通知をする日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで